

# 4月から パソコンや携帯電話から 公共施設の予約ができます!!

## — 公共施設予約システム —

「公共施設予約システム」は、パソコンや携帯電話からインターネットを使って、市内の公民館やスポーツ施設の空き状況の確認や仮予約ができるシステムです。

現在、4月からの稼働に向けて、システムを構築中です。

詳しい利用方法などについては、広報ふかや3月号でお知らせしますが、今回は、どんなことができるようになるのかご案内します。

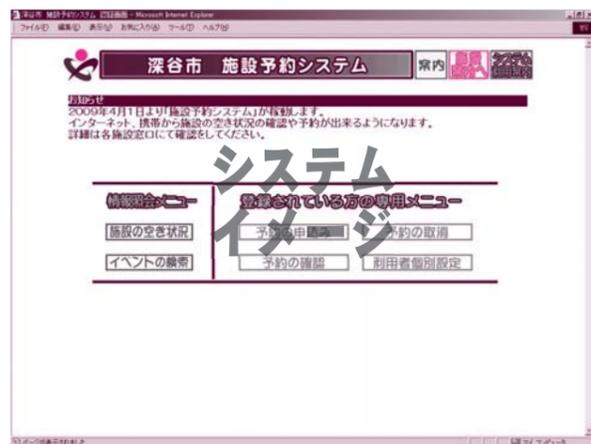
### POINT こんなときに便利です!

#### 外出先からでも OK!

施設を使いたいと思ったとき、すぐに空き状況を確認し、**仮予約**ができます。

#### 施設に職員がいない時間帯でも OK!

システムは、朝7時～夜中0時までの間、利用することができます。



#### ほかの施設は空いているのかな?

例えば、希望の施設の会議室が空いていなかったとき、別の施設の会議室の空き状況を確認することができます。

※今まで通り、窓口にも直接行って手続きをすることができます。



システムを利用するには利用者登録が必要となりますが、空き状況の確認は誰でもできます。

### 公共施設予約システムの対象となる予定の施設 (対象施設は変更になることもあります)

公民館	深谷公民館、藤沢公民館、幡羅公民館、明戸公民館、大寄公民館、八基公民館、豊里公民館、南公民館、岡部公民館、川本公民館、花園公民館 ※上柴公民館は、現時点では対象外 (施設のリニューアルに向けた調整のため)
文化・コミュニティ施設	渋沢栄一記念館、誠之堂・清風亭、岡部保健センター、岡部勤労福祉センター
屋内スポーツ施設	総合体育館 (深谷ビッグタートル)、市民体育館、岡部 B & G 海洋センター、花園農業者トレーニングセンター
屋外スポーツ施設	仙元山公園 (陸上競技場・テニスコートほか)、東公園、常盤公園 (テニスコート)、上柴中央公園、東方公園、北部運動公園、<仮称>利根川緑地公園 (豊里グラウンド・中瀬ソフトボール場・高島グラウンド)、岡部中央公園、白草台運動公園、花園総合運動公園、折之口ふれあい公園、明戸農村公園、岡部中央グラウンド、岡部東グラウンド、川本天神グラウンド、上本田グラウンド

問い合わせ 企画財政課 (☎ 574 - 6632) へ

## 平成21年度 市・県民税の変更点

### ① 寄附金税額控除が創設されました

ふるさとして貢献または応援したいというかたの思いを実現する観点から、個人住民税 (市・県民税) の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

#### 改正前

対象となる寄附の相手先	① 地方公共団体 (都道府県や市区町村) ② 住所地の都道府県共同募金会 ③ 住所地の日本赤十字社の支部
控除方式	所得控除方式
適用対象金額	10万円を超える額
控除の限度額	総所得金額などの25%

#### 改正後

① 地方公共団体 (都道府県や市区町村) = ふるさと納税
② 住所地の都道府県共同募金会
③ 住所地の日本赤十字社の支部
④ 都道府県または市区町村が指定した団体 (現在、市内で指定された団体はありません)
税額控除方式
5万円を超える額
総所得金額などの30%

### モデルケース ふるさと納税として4万円を寄附 給与収入700万円で所得税率10%、住民税所得割293,500円のかたの場合

控除対象外	5,000円	所得税控除額	3,500円	住民税控除額	31,500円
-------	--------	--------	--------	--------	---------

**所得税控除の計算方法**

計算式 = [寄附金<sup>\*1</sup> - 5千円] × 所得税率<sup>\*2</sup>

= [4万円 - 5千円] × 10%

= 3,500円

所得税額から3,500円分が控除になります

**住民税控除の計算方法**

① 計算式 = [寄附金<sup>\*1</sup> - 5千円] × 10%

= [4万円 - 5千円] × 10% = 3,500円

② 計算式 = [寄附金<sup>\*1</sup> - 5千円] × [90% - 所得税率<sup>\*2</sup>]

= [4万円 - 5千円] × [90% - 10%]

= 28,000円<sup>\*3</sup>

①と②の合計額 = 3,500円 + 28,000円 = 31,500円

住民税額 (所得割) から31,500円分が控除になります

※1 複数の団体に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額  
 ※2 6段階からなる所得税の限界税率 (0 ~ 40%) が適用 ※3 ②の額については、個人住民税所得割額の1割を限度

### ② 公的年金から個人住民税の天引き (特別徴収) が始まります

公的年金などに対して個人住民税が課税されるかたについては、年金保険者 (社会保険庁など) が年金支払時に、個人住民税を年金から天引きします。

#### Q 天引きの対象は?

平成21年4月1日現在で、以下の条件をすべて満たすかたが対象です。

- A**
- ・ 年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のあるかた
  - ・ 年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金などを受給しているかた (介護保険料の特別徴収と同様)

#### Q これまでと何が違うの?

**A** 住民税の支払い方法だけが変わります。今までのように、わざわざ市役所や銀行へ出向いて納税する手間がなくなります。税額の計算方法は変わりません。

#### Q 天引きはいつから始まるの?

**A** 平成21年10月分から天引きが始まります。

問い合わせ 市民税課 (☎ 574 - 6637) へ